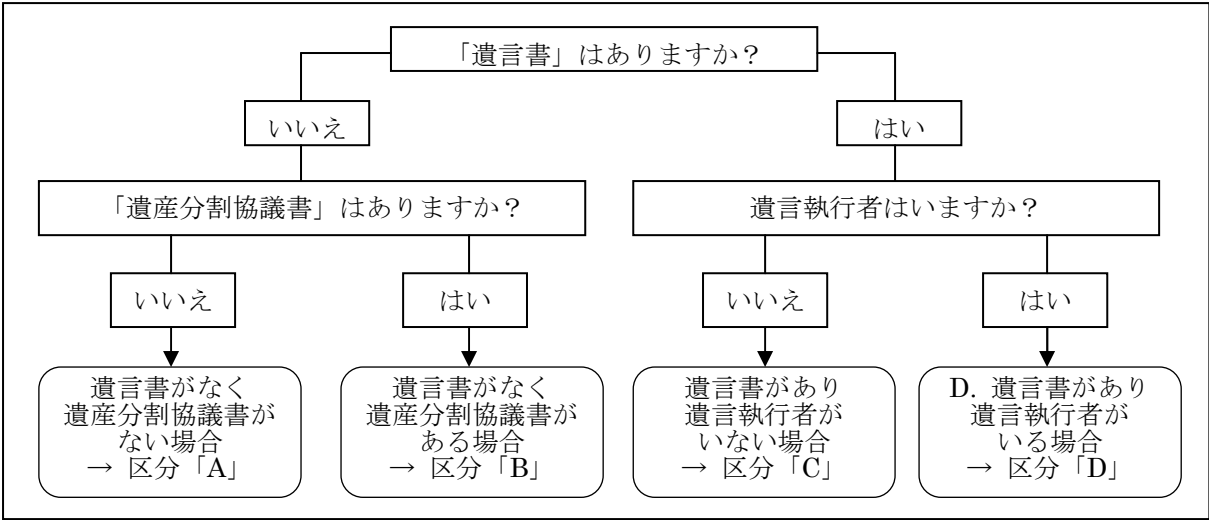


相続手続における必要書類のご案内

相続手続において必要となる書類をご案内します。
ご用意いただく書類は、「遺言書」や「遺産分割協議書」の有無等により異なります。
下記フロー図をご確認ください。



区分				必要書類	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
○	○	○	○	相続手続依頼書	相続人さまにご記入いただきます	当行から交付	☐
○	○	○	○	相続預金の通帳・証書 貸金庫の鍵・カード 等	紛失されている場合は 窓口にお申出ください	相続人さま	☐
○ 注1	○ 注1	△ 注2		被相続人（亡くなられた方）の 戸籍謄本、除籍謄本	出生から死亡までの連続した謄本（相続人さまの特定資料として）	市区町村役場	☐
○ 注1	○ 注1	△ 注2		相続人さま全員の戸籍謄本 （全部事項証明書）	現在の全部事項証明書	市区町村役場	☐
○	○			相続人さまの印鑑登録証明書	相続人さま全員のもの （発行後6ヶ月以内）	市区町村役場	☐
	○			遺産分割協議書	法定相続人全員のご署名・ご捺印があるもの	相続人さま	☐
		○	○	遺言書	自筆証書遺言または 公正証書遺言	相続人さま	☐
		△	△	検認調書	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	☐
			△	遺言執行者の選任審判書謄本	家庭裁判所で遺言執行者が選任された場合	家庭裁判所	☐
		○	○	被相続人（亡くなられた方） 戸籍謄本または除籍謄本	お亡くなりになられたこと の確認書類として	市区町村役場	☐
			○	遺言執行者の印鑑登録証明書	遺言執行者がいる場合 （発行後6ヶ月以内）	市区町村役場	☐
		○		受遺者（遺言により遺産を取得 される方）の印鑑登録証明書	（発行後6ヶ月以内）	市区町村役場	☐

（注1）戸籍謄本等は、法務局（登記所）から発行される認証文付き法定相続情報一覧図の写しで代替することも可能です。

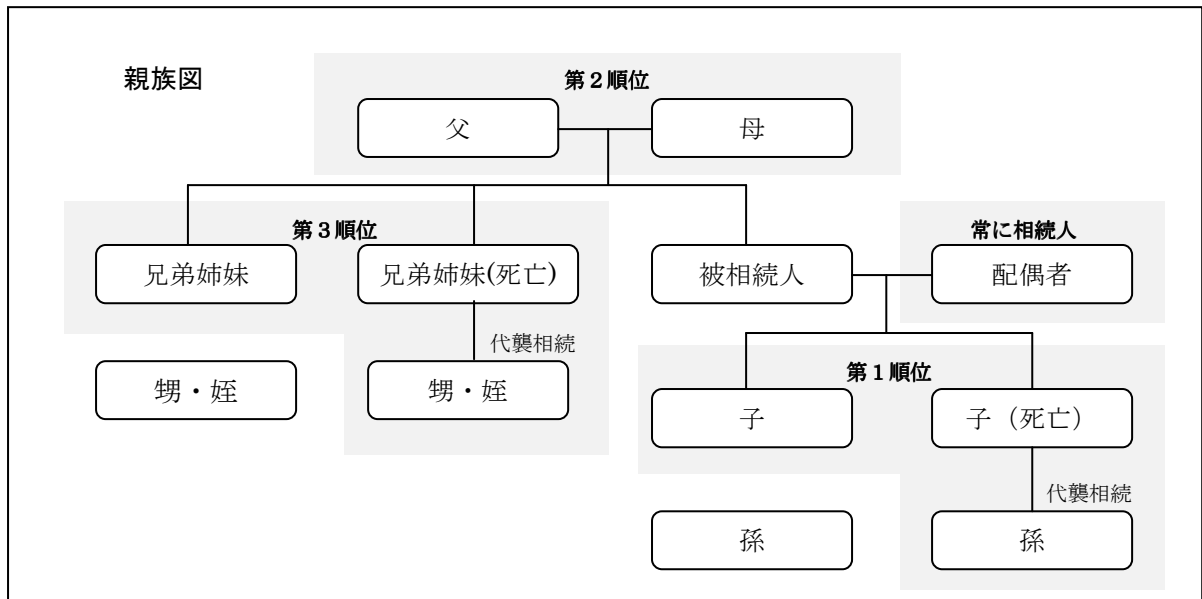
（注2）受遺者が法定相続人の場合、当該受遺者が法定相続人であることを確認できるもの。
遺産を取得しない法定相続人、法定相続人以外の受遺者の戸籍謄本は不要です。

※相続放棄された方がいる場合は家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書をご提出ください。
※家庭裁判所の調停または審判により遺産を分割される場合は、調停調書謄本または審判書謄本と確定証明書をご提出ください。

※上記書類はすべて原本をご提出ください。原本を必要とされる場合は、当行でコピーをした後に返却いたします。

法定相続人と戸籍謄本

● 法定相続人について



相続人の範囲

法定相続人の範囲は民法により規定されています

- 配偶者は常に相続人になります
- 配偶者がいるケースでは、配偶者と共に第1順位～第3順位の順序で相続人となります

〔ケース1〕以下、すべて配偶者がいる場合

- 子がいる場合は、配偶者と第1順位の子が相続人になります。
- 子を特定するために、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要になります。

〔ケース2〕

- 被相続人に子、孫がない場合、第2順位の父母が相続人になります。

〔ケース3〕

- 被相続人に子、孫がない場合で、父母がともに亡くなっている場合は、配偶者と第3順位の兄弟姉妹が相続人になります。
- 兄弟姉妹を特定するために、父母の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要になります。

代襲相続人

被相続人の子・兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合には、被相続人の子供の子供である孫、兄弟姉妹の子供である甥・姪が相続人になります。この孫、甥・姪を代襲相続人といいます。

この場合、代襲相続人の範囲を特定するためには、死亡した子、兄弟の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要になります。

● 戸籍謄本について

人は出生するとまず親の戸籍に入籍します。その後、婚姻により親の戸籍から除籍し、新たな戸籍に入籍します。法令により戸籍謄本が改製されたり（近年では昭和32年と平成6年に実施）、転籍（本籍地の移動）ということもあります。死亡により最後の戸籍から除籍されます。

相続人を確認するためには、被相続人の「生まれてから亡くなるまでが分かる連続した戸籍（除籍）謄本」が必要になります。市区町村役場で戸籍（除籍）謄本を取得する際は、「相続手続で銀行に提出が必要なため、被相続人（故人）の生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本を発行してください」と依頼してください。

※死亡時の本籍地と異なる市町村に本籍があった経歴がある場合、改正原戸籍は当該市町村役場から取得することになります。